



# まちなか再生への取り組みについて

滑川市では、まちなかに住む人を増やし市街地の賑わいづくりと良好な住環境整備を図るため、『まちなか再生事業』を創設し、平成20年度から平成22年度までの3か年間にわたり実施することとしました。ぜひご活用ください。

## ◆まちなか居住推進事業

定住人口の増加を図り、魅力ある活力に満ちたまちづくりを推進するため、まちなか（＝人口集中地区：2ページ参照）区域以外に居住する方が、まちなかにおいて住宅を取得される場合または民間賃貸住宅へ入居される場合に補助金を交付します。

	住宅の建設（購入）	賃貸
主な交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住戸専用面積 75㎡以上</li> <li>●3年以上継続して居住される方</li> <li>●満年齢が夫婦合わせて80歳以下の世帯または1年以内に結婚を予定されている40歳以下の方など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住戸専用面積 一戸建ての場合 75㎡以上 共同住宅の場合 55㎡以上</li> <li>●親族世帯の居住であること</li> <li>●親族間での賃貸でないこと（所有者が法人の場合は当該法人の役員、その親族の方は対象外）など</li> </ul>
補助金額	金融機関などからの借入額の3%（限度額50万円）	家賃（共益費、駐車料金を除く）から住宅手当を差し引いた額の1/2（限度額1万円/月、最長2年間）
申請時期	〈事業計画認定申請〉建設着工前 〈交付申請〉借入契約締結日から1年以内	入居した月（月途中入居の場合は、その翌月）から起算して6か月経過後15日以内（以後6か月毎）

問合せ先 まちづくり課（内線434）

## ◆危険老朽空き家対策事業

防災、防犯などの観点から居住環境の向上を図り、市民の皆さんの安全と安心を確保するため、市街地の老朽化した危険な空き家のうち、土地も含めて寄付をいただいた家屋を市において取壊しいたします。なお、取壊し後は、町内会での管理のもと公共空き地として活用していきたいと考えております。

対象となる空き家	人口集中地区（2ページ参照）内に存在する空き家で、周囲に対して危険性があると判定した木造建築物など
主な事業対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地および建物を市に寄付していただけるもの</li> <li>●物権や借地権などが設定されていないもの（設定されている場合は、当事者において抹消願います）</li> <li>●維持管理について地域住民などの同意が得られるもの</li> <li>●土地または建物を所有している方が市税を滞納していないこと など</li> </ul>
備考	町内会や近隣住民の方で相談、情報などがありましたらお寄せください

問合せ先 まちづくり課（内線434）

## ◆民間宅地開発事業

都市計画区域内において、宅地建物取引業者が行う一戸建て住宅団地の造成事業のうち、公共施設（団地内の道路、公園、緑地、広場など）の整備に要する経費に対し、補助金を交付します。

### 現行

#### 民間デベロッパー等住宅団地造成関連公共施設に関する補助要領（昭和59年度～）

- 補助対象住宅団地
  - ～都市計画区域内～
    - ▼1団地の計画面積 5,000㎡以上
    - ▼住宅団地区画数の概ね70%が1区画 230㎡以上
    - ▼1区画の最低面積 200㎡以上

### 改正

#### 民間宅地開発事業補助金交付要綱（平成20年度～平成22年度）

- 補助対象住宅団地
  - ～都市計画区域内～
    - ①用途地域
      - ▼開発行為面積 1,000㎡以上
      - ▼1区画あたりの住宅用地面積 200㎡以上
    - ②用途地域以外（白地地域）
      - ▼開発行為面積 5,000㎡以上
      - ▼団地内住宅用地の区画数の70%以上について1区画あたりの住宅用地面積 230㎡以上
      - ▼1区画あたりの住宅用地面積 200㎡以上

※本要綱に基づく補助金の交付を受けるためには、滑川市開発指導要綱に基づく事前協議を行っていただく必要があります。

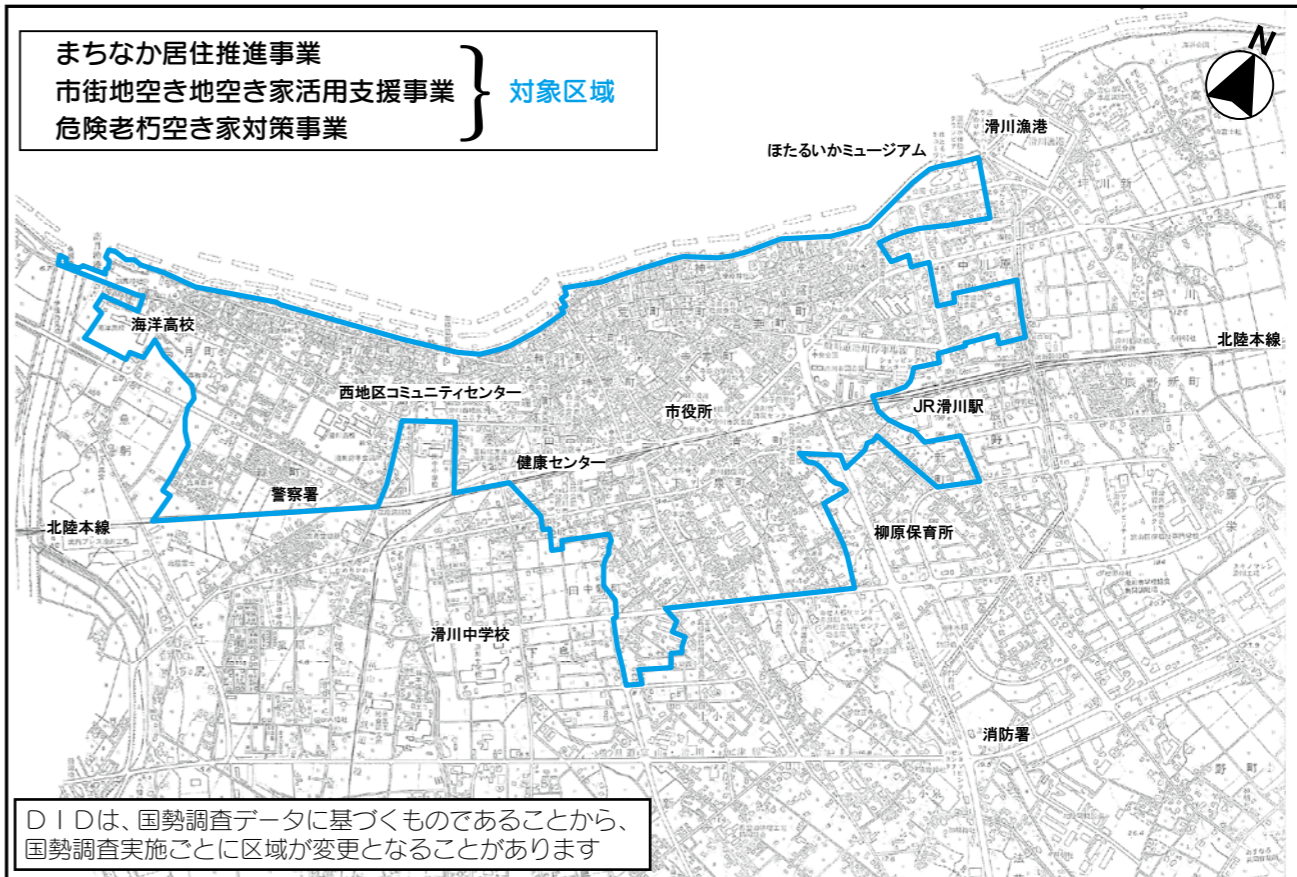
問合せ先 まちづくり課（内線434）

## ◆市街地空き地空き家活用支援事業

空き地空き家の有効活用を図り、賑わいの創出と地域商業の振興を図るため、市街地（＝人口集中地区：下図参照）での各種商品小売業などの店舗創業者に対し、補助金を交付します。

対象業種	各種商品など小売業、飲食店	
主な交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●滑川商工会議所の経営指導を受けて新たに創業される事業者</li> <li>●3年以上継続して事業を営むことが見込まれる事業者</li> <li>●所属町内会の同意を得られる事業者 など</li> </ul>	
補助金額	取得	賃貸
	土地・建物の取得費用、改装費の1/2（限度額100万円）	賃貸料の1/2（限度額50万円、1年間） 改装費の1/2（限度額50万円）
申請時期	創業開始予定日の30日前まで	

問合せ先 商工水産課（内線342）



## ◆まちづくり交付金事業（滑川駅周辺地区）の事後評価シートを公表します

事後評価シートの公表  
滑川駅周辺地区においては、「人が楽しみ、ふれあう、豊かな、中心市街地の再生」をテーマに、市民交流プラザの建設をはじめ、駅前駐輪場や市民交流プラザ周辺の歩行環境を整備してきました。このたび、都市再生整備計画に定めた目標や指標がどの程度達成されたかを評価し、成否の要因を分析するため、事後評価シートを作成しましたので公表します。※この事後評価シートは、ホームページでも一部を公開しているほか、建設部まちづくり課の窓口でも閲覧できます。

問合せ先 まちづくり課（内線434）